明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針を定める件（厚生労働五〇七）　一

〔公　告〕
諸事項　七

官庁
公示送達関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
東日本高速道路株式会社（高速道路の料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了）、中日本高速道路株式会社工事一部完了、税理士登録者、厚生年金基金合併関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　五五

告示

○厚生労働省告示第五百七号

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡による取極の発効に伴い、同書簡に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、その実施に関する指針を次のように定める。

平成二十四年九月十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針

第一　総論

一　目的

この指針は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府（以下「ベトナム政府」という。）との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡（以下「交換公文」という。）1から5まで及び11から19まで（1から5までに係る事項に限る。）の規定並びに附属書一の規定に基づくベトナム人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二　ベトナム人看護師等及び受入れ機関の責務

1　ベトナム人看護師等の責務

ベトナム人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2　受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのベトナム人看護師等に対する国民の理解に資するよう、ベトナム人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三　出入国管理上の取扱い

交換公文に基づくベトナム人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四　定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

1　ベトナム人看護師等　ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者並びにベトナム人看護師及びベトナム人介護福祉士をいう。

2　ベトナム人看護師候補者　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を看護師国家試験に合格することにより取得することを目的として、交換公文1(a)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。